

第9回 制度設計専門会合事務局提出資料

~東京電力パワーグリッド株式会社における 電力使用量の通知遅延問題について~

平成28年7月28日(木)

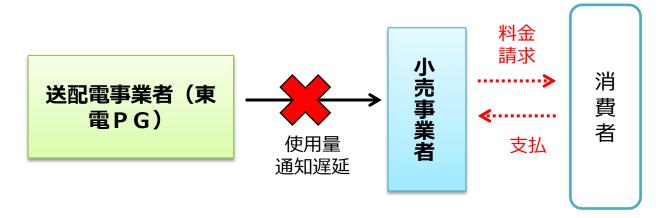


東京電力パワーグリッド株式会社における電力使用量の通知遅延問題

- 各需要家の電力使用量は、毎月、送配電事業者が検針し、小売事業者に通知。小売事業者は、通知を受けた使用量に基づき、需要家に料金を請求している。
- 4月以降、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東電PG」)において、新たに導入したシステムの不具合等により、小売事業者に対する電力使用量の通知が遅延。本来、検針後数日以内に行われるべき通知が、最大3か月以上遅れている。
- この結果、小売事業者から最終需要家に対する電気代の請求が遅れるなどの影響が出ている。

1. 現状

これまでの遅延件数に加え、日々の新規検針分に伴う遅延が累積しており、7月21日時点の未通知件数は、19,633件



(注) 東電 P G によると、遅延の主な要因は、旧型計器からスマートメーターへの切替時の情報・登録の錯綜・遅延により、新たに整備した託送業務システム内のデータ処理が滞留し円滑なアウトプットが出来ないことによるもの。

○電力使用量の送付遅延に関する経済産業省の対応

- 5月~6月にかけて2回の報告徴収を実施し、原因究明の状況及び遅延解消に向けた対策を聴取。早期の解決及び十分な対外的説明を指示。
- 6月17日に電力・ガス取引監視等委員会から東電 P Gに対し、業務改善勧告を 発出。
- その後も、状況の推移を注視するとともに、東電 P Gの取組をフォローし、きめ細かく指導。

業務改善勧告(6/17)の内容

- ① 具体的かつ効果的な改善計画の策定(小売電気事業者及び最終需要家への対応を含む。)
- ② 計画実現のための体制整備
- ③ 改善計画の的確な実施と定期的な検証・報告

○東電 P Gの対応①

委員会が6月17日付けで発出した業務改善勧告を受けて、東電PGは7月1日付けで改善計画を策定。

東電PGの改善計画(7/1)の内容

- ① 現地出向によるメーター再確認や取外し計量器データの再確認を業務フローに追加。システム上の複数のデータベースを連携させる機能も強化
 - →7月以降の分については、検針日から7営業日後までに全件解消(計器故障等を除く)を目指す
- ② 経営管理体制及び業務運営体制の強化(全体を俯瞰できる管理体制等の構築) 等

○東電PGの対応②

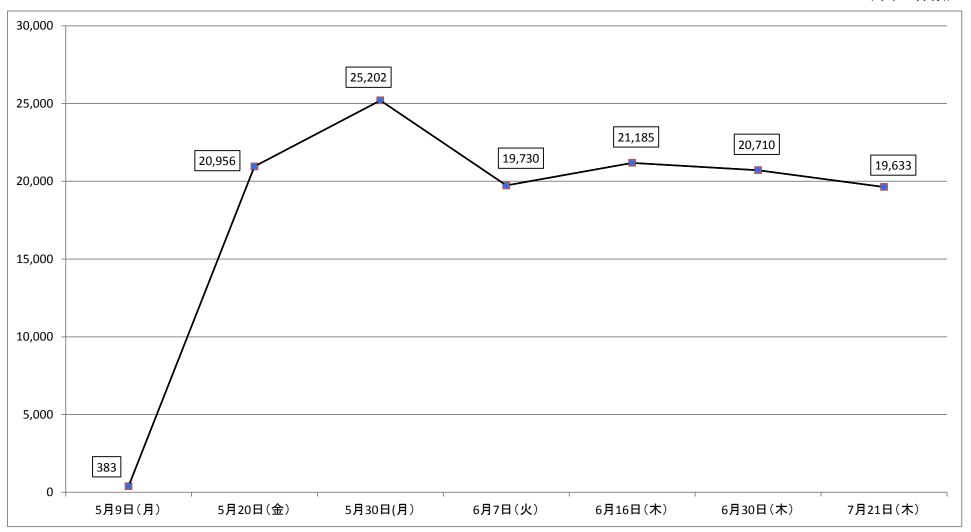
東電PGは、毎月2回、改善計画を検証することとされているところ、7月中旬時点で7営業日後の全件解消が達成されていない等、正常化に至らなかったことを踏まえ、7月22日付けで、更なる対策強化の実施を表明。

更なる対策の内容

- ① 電気の最終需要家への専用窓口を設置、HPによくある質問と回答を掲載
- ② 小売電気事業者からの問い合わせや協議をワンストップで緊密に受けることができる体制を構築
- ③ これまでの対策で解消されない未通知分について個々の事象・原因を再度詳細に分析し、それにあわせた追加の対策を導入。必要な人員も強化し、8月末までに(a) 新規分について7営業日までの確定使用量の通知、(b) 7月までの未通知残分の解消を目指す等

東京電力パワーグリッドにおける未通知件数の推移

(単位:件数)



(出典:東京電力パワーグリッド報告書)